

## 関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート結果（H19年度）

団体、企業等から、規制の廃止・緩和や行政手続の簡素化について、県民の利便性向上、行政手続の簡素化、地域経済の活性化の観点から貴重なご意見をいただきました。

今回のアンケートは、「県の条例や規則などによる規制緩和及び手続の簡素化」に関する内容のため、税制改正、県の施策、県以外の機関等に対する要望、国の法令による規制などについて回答できない部分がありますのでご理解願います。なお、いただきました県に対する一般的意見・要望等は、極力実現できるよう努めますとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。

### 1 関係団体

(社)茨城県経営者協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
○規制緩和・優遇措置について 規制緩和、優遇措置における以下の内容について見解を聞きたい。 (1) 工場等の新增設時における法人事業税、不動産取得税などの税制に対する減免措置期限のさらなる延長	回答:税務課 県税の特例措置に係る適用期限の延長の可否については、今後、県内の雇用・経済情勢や適用の実績等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。
(2) 法人県民税、固定資産税などの税制に対する減免措置制度の新規導入	回答:税務課 現行の県税の特別措置は、県内における産業活動の活性化と雇用機会の創出を図るという目的に照らして、事務所等を新增設することに伴い直接増加する企業の税負担を軽減し、企業が本県内に立地しやすくするという観点から法人事業税と不動産取得税についてその増加分を免除することとしております。 法人県民税は法人が地方公共団体の一構成員であり、地方公共団体の財政需要に係る経費の一部を当然負担すべきであるとの観点から課税されているものであり、このような会費的性格を持つ法人県民税を免除することは適切ではないと考えております。 ※固定資産税については、市町村税であることから県の所管外

<p>(3) 工場立地法における敷地面積規制及び緑地面積規制の大幅な緩和</p>	<p>回答：産業政策課</p> <p>工場立地法では、県が条例を定めることにより、緑地面積率を緩和することが可能となっております。しかしながら、工場立地の促進と緑地の保護に対する市町村の取り組みは様々であることから、県が一律に条例を定めることについては、慎重な検討が必要と考えています。</p> <p>平成19年6月に施行された企業立地促進法において、市町村条例による工場立地法の特例措置として緑地面積率緩和のスキームが設けられました。手続きとしては、県や市町村などが参加する協議会が策定する企業立地を目的とした基本計画について国の同意を受けると、市町村条例による工場立地法の緑地率や環境施設面積率の緩和が可能になります。現在のところ県内6地域で企業立地促進法にかかる基本計画策定が進められており、このスキームによる緑地面積率の緩和を計画している市町村もございます。県としましても適正な活用が図られるよう努めてまいります。</p> <p>なお、工場立地法では工業団地内に共通緑地を設けている場合、案分して各企業の緑地と見なせる場合もありますので、産業政策課あて、ご相談ください。</p> <p>また、業種毎に決められている生産施設面積率の設定につきましては、現行では国のみの権限となっております。ただし、審議会等では引き上げるべきとの意見も出ていることから今後の国の動きを注視してまいります。</p>
<p>(4) 人材確保が困難な中小企業を基本的に対象とした工場、事務所などへの有資格者必置義務規制の緩和</p>	<p>回答：行革・分権室</p> <p>各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上や手続の簡素化、事業活動の活性化を図るため、各種規制・手続などを毎年度点検し、規制緩和・行政手続の簡素化を進めております。有資格者必置義務規制の緩和につきましても、関係各課と調整してまいります。</p>
<p>○行政サービスについて 行政サービスにおける以下の内容について見解を聞きたい。</p>	

<p>(1) 以下の申請、届出などをはじめとした許認可・審査関係業務全般の処理の迅速化について</p>	<p>回答:行革・分権室 (全般的な回答)</p> <p>より迅速な行政サービスを提供するため、法令等に基づく許認可等に必要な事務処理期間を点検し、期間短縮を進めております。</p>
<p>①廃棄物処理に関する申請 (許認可審査業務)</p>	<p>回答: 廃棄物対策課</p> <p>廃棄物処理施設の設置等に関する申請の標準処理日数は120日とされており、この範囲内で審査等の手続が終了するよう、今後とも努めてまいります。</p>
<p>②消防法に関する申請 (危険物関係、予防関係、防火管理関係、消防用設備関係)</p>	<p>回答: 消防防災課</p> <p>消防法に関する申請書については、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則により規定されておりますので、県独自での緩和は困難です。</p>
<p>③道路法に関する申請 (道路占用、特殊車両通行許可など)</p>	<p>回答: 道路維持課</p> <p>安全で快適な道路交通を確保するためには道路の適正な利用を図る必要があることから、相応の審査期間を要しているものでありますが、可能な限り申請者に不便をおかけすることのないよう事務処理の迅速化に努めてまいります。</p> <p>なお、特殊車両通行許可に関しましては、多くの場合、車両の通行経路が申請書を受理した機関以外の管理道路が含まれ当該機関への協議等の日数を要していることから、処理期間が比較的に長くなっておりますのでご理解願います。</p>
<p>④農地法に関する申請 (農業振興地域における農地転用許可) ※農振除外を伴う農地転用許可</p>	<p>回答: 農政企画課</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農振農用地区域に設定されている農地等について農地転用を行う場合には、原則として市町村が定めている農業振興地域整備計画を変更 (以下「農振除外」という。) しなければなりません。</p> <p>農振除外には、30日間の縦覧等法律に定められた手続きが必要であり、茨城県知事の同意も必要となります。</p> <p>このため、県では農振除外手続きと農地転用許可申請の審査を並行的に行い、事務処理の迅速化と住民サービスの向上に努めています。</p>
<p>⑤建築基準法に関する申請 (建築確認申請)</p>	<p>回答: 建築指導課</p> <p>申請様式については、建築基準法施行規則において規定された様式を使用しています。</p>

<p>⑥都市計画法に関する申請（許認可審査業務）</p>	<p>回答：都市計画課</p> <p>事務処理要領を定めており、第53条については市町村で申請を受け付けてから17日以内、第65条については25日以内に申請者あてに決定通知をすることとしています。</p> <p>また、まちづくり特例市に対しては権限移譲を進めており、市において許可ができるようになっていきますので、より迅速な対応が可能となっています。</p> <p>回答：建築指導課</p> <p>開発許可等に係る主な申請書等は、都市計画法施行規則において別記様式として定められており、国として統一化されています。また、県と特例市等でも一部相違がある場合でも、法定様式の範ちゅうであるので柔軟に事務処理しているところです。</p>
<p>⑦各種主任技術者の許認可</p>	<p>回答：行革・分権室</p> <p>より迅速な行政サービスを提供するため、法令等に基づく許認可等に必要な事務処理期間を点検し、期間短縮を進めております。各種主任技術者の許認可についても、関係各課と調整してまいります。</p>
<p>(2) 以下の申請、届出などをはじめとした複雑かつ添付資料の多い申請・手続き書式または手続き方法の簡素化・見直しについて</p>	<p>回答：行革分権室（全般的な回答）</p> <p>各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上や手続の簡素化、事業活動の活性化を図るため、各種規制・手続などを毎年度点検し、規制緩和・行政手続の簡素化を進めております。</p> <p>また、より迅速な行政サービスを提供するため、法令等に基づく許認可等に必要な事務処理期間を点検し、期間短縮を進めております。</p>
<p>①廃棄物処理に関する申請（施設設置・変更及び搬入処分の事前協議）</p>	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>廃棄物処理施設の設置に関する申請の手続き等につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により規定されており、審査に必要な添付書類等もその中に定められております。</p> <p>なお、県外産業廃棄物の搬入処分に係る事前協議につきましては、「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」により規定しておりますが、その手続の簡素化につきましては、茨城県産業廃棄物協会の協力を得ながら、簡素化できる場合の要件等について検討を行っております</p>

<p>②消防法に関する申請（危険物関係、予防関係、防火管理関係、消防用設備関係など）</p>	<p>回答：消防防災課</p> <p>消防法に関する手続きは、消防法施行令及び消防法施行規則並びに危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則により、手続き及び添付書類が規定されておりますので、県独自の緩和は困難です。</p>
<p>③道路法に関する申請（道路占用など）</p>	<p>回答：道路維持課</p> <p>申請にかかる添付書類につきましては、道路の適正な利用を図っていただくための審査に必要な書類として、占用許可につきましては「道路法施行規則」や「茨城県道路占用規則」に、また特殊車両通行許可につきましては国の「車両の通行の許可の手続きを定める省令」に規定し協力をいただいているところです。</p> <p>なお、更新申請に関しましては、新規申請時の書類を活用するなどして必要以上の書類を求めないなど手続き簡素化の徹底に努めているほか、占用許可に関しましては許可期限満了前に申請書用紙を添えた期間満了通知を行っているところです。</p> <p>今後とも、可能な限り申請者の負担の軽減について努めてまいります。</p>
<p>(3) 以下の申請、届出をはじめとした一つの申請書内で同内容の記載事項が重複している（申請書本体と添付書類）書式の記載内容の一本化について</p>	<p>回答：行革分権室（全般的な回答）</p> <p>各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上や手続きの簡素化、事業活動の活性化を図るため、各種規制・手続などを毎年度点検し、規制緩和・行政手続の簡素化を進めており、書式の記載内容の一方かについても、関係各課と調整してまいります。</p>
<p>①公共事業に関する申請（入札参加資格審査表と添付資料の経営規模等評価結果通知書）</p>	<p>回答：監理課</p> <p>建設業法では、公共工事の入札に参加するためには経営事項審査を受けなければならないが、県の入札参加資格は、この経営事項審査の結果通知書（経営規模等評価結果通知書）を基礎にして審査を行っています。経営事項審査の結果はデータベース化されており、入札参加資格申請と経営事項審査のデータを合致させるために必要な最低限の情報を入札参加資格審査表に転記していただいております。</p> <p>実際の入札参加資格の審査においては、審査基準日（決算日）や申請業種など、経営事項審査を受け</p>

	<p>ていないにも係わらず申請する間違いが多いため、申請者の確認の意味を込めて、引き続き最低限の情報転記をお願いしたいと考えております。</p>
<p>(4) 以下の申請、届出をはじめとした「いばらき電子申請・届出サービス」における項目の更なる追加について</p>	<p>回答：情報政策課（全般的な回答）</p> <p>現行のオンライン化実施計画には含まれていない手続ですが、手続所管課においてオンライン化可能の判断があれば、「いばらき電子申請・届出サービス」への追加を行います。</p>
<p>①省エネルギー推進業務状況報告書 ②省資源推進業務報告書 ③緑化推進業務報告書</p>	<p>回答：環境政策課</p> <p>①、②、③については、平成19年度報告(平成20年6月提出期限)から「いばらき電子申請・届出サービス」による報告ができるようにいたします。</p>
<p>④特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 ⑤特別管理産業廃棄物処理計画書 ⑥産業廃棄物処理計画実施状況報告書 ⑦産業廃棄物処理計画書 ⑧産業廃棄物処理施設設置届・廃止届</p>	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>④～⑦については、現在、当該計画書及び報告書については、様式のダウンロードサービスを行っております。電子申請届出サービスについては、今後他自治体などの実施状況等を踏まえて、検討してまいります。</p> <p>⑧の産業廃棄物処理施設の設置については、現在許可の手続きが必要となっており、申請にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された図面を含む様々な書類の添付が必要となることから、電子申請・届出サービスでの処理は難しいものと考えております。</p>
<p>(5) 以下の申請手続をはじめとした国、県、市町村などへの個々に報告・届出・申請義務のある手続き、または同一内容にもかかわらず複数法律・規制に関わることにより複数の申請・提出義務のある手続き関係で、提出もしくは提出物記載内容の一本化について</p>	<p>回答：行革・分権室(全般的な回答)</p> <p>各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上や手続の簡素化、事業活動の活性化を図るため、各種規制・手続などを毎年度点検し、規制緩和・行政手続の簡素化を進めており、提出物記載内容等の一本化についても、関係各課と調整してまいります。</p>
<p>①省エネ法などに関する報告と茨城県地球環境保全条例に関する報告(省エネルギー推進業務状況報告書、省資源推進業務報告書)</p>	<p>回答：環境政策課</p> <p>省エネルギー推進業務状況報告書については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく定期報告書とできるだけ同様の様式に改めるなど、簡素化を図る方向で検討してまいります。</p> <p>省資源推進業務報告書については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や各種リサイクル法に基づく報告との整合性等を整理し、検討してまいります。</p>

<p>②消防法に関する申請（危険物関係、予防関係、防火管理関係、消防用設備関係など全般）と建築基準法などの他法律</p>	<p>回答：消防防災課</p> <p>消防法に関する申請は、消防本部が窓口になり、主に危険物規制や消防設備等について審査を行っていますが、建築基準法による建築確認は、主に建築物の構造等を確認している事務なので、県独自での緩和は困難です。</p>
<p>(6) 以下のような行政サービスの実施に係る今後の見直し等について</p> <p>①県出先機関の増設及び夜間・休日に申請手続が可能な窓口の設置</p>	<p>回答：人事課</p> <p>出先機関の増設や夜間・休日の窓口設置につきましては、行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について十分な検討が必要であると考えています。</p>
<p>②事務所、工場の所在地ごとに個々に実施している同一内容の申請手続きの受付窓口の一本化</p>	<p>回答：人事課</p> <p>現在、本庁と出先機関の役割分担の見直しを行っておりますので、ご要望についても十分参考にして検討して参りたいと考えております。</p>
<p>③申請を伴う法律の改正時に申請様式の変更点を含めた改正ポイントの具体的説明会の開催などをはじめとした積極的な支援</p>	<p>回答：行革・分権室</p> <p>県民サービスの向上を図る観点から、関係各課に対し、説明会等の積極的な実施を働きかけてまいります。</p>

(社) 茨城県産業廃棄物協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○県外産業廃棄物の搬入処分に係る事前協議の審査等緩和について（要望）</p> <p>（要望に関する現状）</p> <p>県外の排出事業者が県内の処理事業所に廃棄物を搬入しようとする場合は、茨城県廃棄物処理要項第14条第1項の規定に基づき、知事と事前協議をすることになっており、受け入れ先の処理業者が不法投棄や不適正処理を行わない業者であると認められて、始めて県内搬入が行われることになるが、その承認までの期間が長く、自由な経済活動が制限されている。</p> <p>特に、建設系廃棄物の排出現場では、排出物の保管スペースが狭小の場所が多く、産業廃棄物を迅速に搬出処理することが求められており、審査期間が長いため、県内の処理業者が目の前にある仕事を受注できない状況にある。</p>	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議につきましては、平成19年10月1日に施行された「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」により、予め知事との協議を行うこととされております。</p> <p>ご要望の事項につきましては、簡素化のための要件の検討を行い、手続を迅速に進めたいと考えており、既に貴協会の協力を得、具体的な検討に入っているところです。</p>

<p>(要望事項)</p> <p>不法投棄や不適正処理を行わないと認められる「優良処理業者」に対しては、審査の簡素化等何らかの緩和措置の導入を検討願います。</p> <p>例えば、「優良処理企業者」は、事前届出書を提出し、処理後報告にするなどの緩和措置。</p> <p>(優良処理業者とは、以下の条件を満たすもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社団法人茨城県産業廃棄物協会会員歴5年以上</li> <li>・ 廃棄物処理法、条例等の法的違反なし</li> <li>・ 電子マニフェスト採用</li> <li>・ 協定締結指導は協会で実施(指導員確保が不可欠)</li> </ul> <p>(予想される効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物、特に建設系廃棄物等が迅速かつ適正に処理される。</li> <li>・ 社団法人茨城県産業廃棄物協会への加入者が増加</li> <li>・ 電子マニフェストの普及が促進される。</li> </ul>	
<p>○県有工業団地等への誘致と廃棄物処理施設等の設置等の事前協議の特例措置について(要望)</p> <p>(要望に関する現状)</p> <p>廃棄物処理施設等(市町村の設置するものを除く一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、指定処理施設、特定小型焼却施設、積替保管施設)を設置し、又は変更するものは、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第11条第1項の規定に基づき、計画の段階から知事との事前協議が規定されている。</p> <p>事前協議については、事業者・地元住民等の間でトラブルが起きやすく、廃棄物処理施設設置までに、多くの時間が費やされているため、新たな事業展開を断念する事業者が多い。</p> <p>(要望事項)</p> <p>工業団地等に廃棄物処理施設が容易に確保できるよう、県知事が指定する工業団地等に廃棄物処理施設等を積極的に誘致し、進出企業については、上記の事前協議を緩和するなどの特例措置を設けること。</p> <p>(予想される効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理施設の確保が容易になり、廃棄物の適正処理、減量化及び再利用が推進される。</li> <li>・ 工業団地等から発生する廃棄物の適正処理体制が確立される。</li> </ul>	<p>回答: 廃棄物対策課</p> <p>廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査については、廃棄物処理施設の設置等に係る事務の適性かつ円滑な執行を図るとともに、廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るためことを目的として実施しております。</p> <p>この事前審査について、どのような場合に審査要件を緩和することが可能か、関係部門と検討して参ります。</p> <p>回答: 立地推進室・事業推進課</p> <p>工業団地へ導入する廃棄物処理施設の種類及び取り扱う廃棄物等につきまして、工業団地所在市町村等と検討の場を設けてまいります。</p>



(社) 茨城県建築士事務所協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○屋外広告物条例、及び景観関連条例に関する意見</p> <p>屋外広告物に関しては、県条例や市町村条例で規制をかけているが、実際の町並みの状況を見ると、疑問に思える看板も多々見受けられる。クライアントに対しては、規制の範囲の説明をするが、適正なものと規制外のものが混在している場合は説明をしている側も釈然としないことがある。</p> <p>町並み景観等を考えると今一度その地区の現況に応じて規制状況を再考し、緩和すべき地域は緩和し、規制すべきところはより規制をする必要があるのではないだろうか。</p>	<p>回答：都市計画課</p> <p>現行の茨城県屋外広告物条例等では、原則として屋外広告物の表示を禁止する地域（禁止地域）と許可を受けて屋外広告物を表示できる地域（許可地域）とについて、主に都市計画法に基づき定められた用途区域を基準として区分しています。</p> <p>これに対し、同じ用途区域の土地同士であっても、各々の地域の実情により実際の街並みが異なることから、地域の実情に合わせた、より決めの細かい規制を行うためには、地域に身近な自治体である市町村が主体的に規制を行うことが適当と考えられます。</p> <p>市町村は、景観法に基づく景観行政団体となることにより、独自の屋外広告物条例を定めることで、県条例の規制基準によることなく地域の実情に合わせた規制を行うことができます。従いまして、県では市町村が景観行政団体となって主体的に規制を行うよう、適切な助言及び指導を提供して参りたいと考えています。</p>
<p>○バリアフリー法関連条例についての意見</p> <p>案内所までの経路の誘導板の敷設などに関して、県及び市町村での指導にバラツキがある。</p>	<p>回答：建築指導課</p> <p>情報の共有化に努め、判断・指導にバラツキが出ないように努めてまいります。</p>
<p>○改正建築基準法による改正部分について、緩和をしてほしい。</p>	<p>回答：建築指導課</p> <p>法律の改正であり、県独自に規制緩和を行うことは困難であるが、建築確認については、講習会の開催や建築確認の事前相談・事前審査等により円滑化に努めています。</p>

## 2 企業（工業団地連絡協議会幹事社）

\* 企業名を非公開希望としている企業がありました工業団地連絡協議会については、名称を非公開としております。

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○各施設の敷地拡張の制限について</p> <p>* 茨城県開発審査会付議基準の提案基準 17「既存</p>	<p>回答：建築指導課</p> <p>市街化調整区域において、相当期間、適法に立地し</p>

<p>工場施設等の敷地拡張の取扱について」について、平成17年4月から生産、流通業務、研究開発施設について、従前の3倍まで敷地拡張を許可多少とした。</p> <p>(要望事項)</p> <p>3倍というよりも総面積制限へ変更して欲しい。</p>	<p>ている既存工場等が、主として生産施設・設備や福利厚生施設等の質の改善等を目的として行う敷地拡張について、既得権を尊重しつつも、周辺の土地利用に支障を及ぼさない範囲で許可を認める趣旨から、総面積制限ではなく、既存施設の3倍までという基準にしております。</p>
<p>○許可が不要な増改築範囲の制限</p> <p>*市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準1(1)の許可が不要な増改築の範囲の制限について、平成16年2月から許可のいない増改築の範囲を基準日(線引時、線引日以降の許可時)の50%増し又は建ぺい率50%、容積率100%までに緩和した。</p> <p>(要望事項)</p> <p>すべて100%増しにしてほしい。</p>	<p>回答：建築指導課</p> <p>市街化調整区域において、新たに都市計画法の許可が必要ない改築の範囲として、国の運用指針においては床面積が1.5倍以下(50%増し)で、構造・用途が同一のものという考え方が示されており、これを参考に基準化したものです。</p>
<p>○公有財産借用申請書等について</p> <p>7つある様式を3様式に削減してほしい。</p>	<p>回答：管財課</p> <p>ご意見をいただきました、公有財産借用申請書等の様式の削減は、各種申請を行う際に必要な様式のわかりやすさが推進されるか等の観点から、今後、様式の統廃合について検討してまいります。</p>

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>○特定施設等の設置届出で設置60日前と30日前があるが、すべて30日前でよいのではないか。</p>	<p>回答：環境対策課</p> <p>「設置60日前」の規定は、届出書の審査に必要な期間として、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等で設定されているものであり、県独自での緩和は困難です。</p> <p>なお、特定施設の設置届出書が提出され、届出書の内容が適正と判断された場合には、届出後60日以内であっても工事等が行えるように届出者に通知しているところです。</p>
<p>○当社は、平成8年10月に本社を現住所である潮来工業団地内に移転いたしました比較的新しい企業であり、オートケミカル製品・防腐防黴剤の開発、製造を主たる生業といたしておりますが、敷地面積にかかる緑地法の制約約25%が大変重く、現状の規制下では、建物の増築が不可能なことから、生産品のほとんどを倉庫業者にいったん保管せざるを得ない状態が</p>	<p>回答：産業政策課</p> <p>工場立地法では、県が条例を定めることにより、緑地面積率を緩和することが可能となっております。しかしながら、工場立地の促進と緑地の保護に対する市町村の取り組みは様々であることから、県が一律に条例を定めることについては、慎重な検討が必要と考えています。</p>

継続している。このため、収益を圧迫し、原材料費用  
他が高騰する昨今の現状から鑑みまして経営に大変  
影響を与える状況にある。

工業団地である以上は、この25%の規制を改正い  
ただき、せめて10%程度の緑地面積にできないか。

平成19年6月に施行された企業立地促進法にお  
いて、市町村条例による工場立地法の特例措置として  
緑地面積率緩和のスキームが設けられました。手続き  
としては、県や市町村などが参加する協議会が策定す  
る企業立地を目的とした基本計画について国の同意  
を受けると、市町村条例による工場立地法の緑地率や  
環境施設面積率の緩和が可能になります。現在のところ  
県内6地域で企業立地促進法にかかる基本計画策  
定が進められており、このスキームによる緑地面積率  
の緩和を計画している市町村もございます。県としま  
しても適正な活用が図られるよう努めてまいります。  
なお、工場立地法では工業団地内に共通緑地を設けて  
いる場合、案分して各企業の緑地と見なせる場合があ  
ります。潮来工業団地につきましても、共通緑地が見  
受けられますことから対象となる可能性があります  
ので産業政策課あて、ご相談ください。

#### ○工場立地法における緑地面積の緩和

潮来工業団地は、周囲が緑地公園に位置づけられて  
おり、緑環境の豊かな場所にある。緑地・環境面積を  
現状の25%から緩和することにより、工場の拡大増  
設計画を進めやすくしてほしい。

回答：産業政策課

工場立地法では、県が条例を定めることにより、緑  
地面積率を緩和することが可能となっております。し  
かしながら、工場立地の促進と緑地の保護に対する市  
町村の取り組みは様々であることから、県が一律に条  
例を定めることについては、慎重な検討が必要と考え  
ています。

平成19年6月に施行された企業立地促進法にお  
いて、市町村条例による工場立地法の特例措置として  
緑地面積率緩和のスキームが設けられました。手続き  
としては、県や市町村などが参加する協議会が策定す  
る企業立地を目的とした基本計画について国の同意  
を受けると、市町村条例による工場立地法の緑地率や  
環境施設面積率の緩和が可能になります。現在のところ  
県内6地域で企業立地促進法にかかる基本計画策  
定が進められており、このスキームによる緑地面積率  
の緩和を計画している市町村もございます。県としま  
しても適正な活用が図られるよう努めてまいります。  
なお、工場立地法では工業団地内に共通緑地を設けて  
いる場合、案分して各企業の緑地と見なせる場合があ  
ります。潮来工業団地につきましても、共通緑地が見  
受けられますことから対象となる可能性があります  
ので産業政策課あて、ご相談ください。

<p>○計画の届出など、書類手続の緩和</p> <p>計画の届出書類など、潮来市に提出し、更に県庁又は鹿行総合事務所に提出している。当該市町村若しくは地方総合事務所に提出するのみにして、手続の簡素化を図ってほしい。</p>	<p>回答：行革・分権室</p> <p>各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上や手続の簡素化、事業活動の活性化を図るため、各種規制・手続などを毎年度点検し、規制緩和・行政手続の簡素化を進めております。</p>
---	---

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○工業開発条例第20条で、関連公共施設整備事業の実施に適する工場として一般地域の規模を指定しているが、一般地域は特定地域より工場用地の価格、税制面での負担が重くなっている。</p> <p>よって、適する中小企業の誘致を促進するのであれば、指定基準を特定地域の単に2倍にするのではなく、もう少し緩和してはどうか。</p>	<p>回答：事業推進課</p> <p>茨城県工業開発条例は、同条例を廃止する条例（平成16年茨城県条例第10号）の施行により廃止されており、当該条例第20条に基づく工場の指定についても廃止されております。</p>

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○各種届出関係の手続きで、特に公害関係（水濁法、大防法等）の届出窓口が県北地方総合事務所となっているが、水戸市まで行くには、かなりの時間を要するため、負担が大きい。</p> <p>ついては、北茨城市役所又は日立商工労働センター等に窓口機能を移していただけないでしょうか。</p>	<p>回答：環境対策課</p> <p>環境関係法令における県に属する事務処理の権限については、行政サービス向上の視点から、一部の市に対して移譲がなされているところです。</p> <p>今後も、更なる権限移譲を推進するため、市町村の受入態勢も考慮しながら、検討してまいります。</p> <p>回答：人事課</p> <p>現在、地方総合事務所の機能等の見直しを行っておりますので、ご要望についても十分参考にして検討して参りたいと考えております。また、身近な市町村が対応する事により利便性が高まる申請・届出等の事務は、できるだけ市町村に権限移譲を進めていきたいと考えております。</p>
<p>○工場立地法に定める緑地率については、北茨城地区は都市部と異なり、山林等の緑地が多く存在することから、現行の立地環境を考慮し、緑地率の低減、若しくは緩和措置を図ってほしい。</p>	<p>回答：産業政策課</p> <p>工場立地法では、県が条例を定めることにより、緑地面積率を緩和することが可能となっております。しかしながら、工場立地の促進と緑地の保護に対する市町村の取り組みは様々であることから、県が一律に条例を定めることについては、慎重な検討が必要と考えています。</p>

	<p>平成19年6月に施行された企業立地促進法において、市町村条例による工場立地法の特例措置として緑地面積率緩和のスキームが設けられました。手続きとしては、県や市町村などが参加する協議会が策定する企業立地を目的とした基本計画について国の同意を受けると、市町村条例による工場立地法の緑地率や環境施設面積率の緩和が可能になります。現在のところ県内6地域で企業立地促進法にかかる基本計画策定が進められており、このスキームによる緑地面積率の緩和を計画している市町村もございます。県としましても適正な活用が図られるよう努めてまいります。</p> <p>なお、工業団地内に共通緑地を設けている場合、案分して各企業の緑地と見なせる場合もありますので、産業政策課あて、ご相談ください。</p>
--	--

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○つくばハイテクパークいわいの公害防止協定による騒音の基準は、朝60db、昼間65db、夕方60db、夜間50dbとなっている。</p> <p>これは、工業専用地域としては非常に低く定められた値であり、坂東市公害防止条例による基準の第3種区域と同等の基準となっている。</p> <p>工業専用地域であることを考慮のうえ、茨城県公害防止条例の第5種区域（工業専用地域）と同レベルに緩和してほしい。</p>	<p>回答：環境対策課</p> <p>公害防止協定は、行政と企業双方が合意した取り決めのもとで、公害の防止を図ろうとするものです。</p> <p>つくばハイテクパークいわいの公害防止協定は、坂東市と立地企業とが締結しているものであり、県が規制緩和を図ることは困難です。</p>

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○当工場地域の排水の全窒素規制は、霞ヶ浦水質保全条例による濃度規制と湖沼法による1日の総量規制がかかる。</p> <p>こうした中、下記を鑑みて、総量規制とバランスを考えた全窒素濃度規制の緩和を要望する。</p> <p>つまり、総量規制のレベルを上げ、濃度規制を緩和することなどで、当地域での事業の水に関するデメリットを解消して欲しい。</p> <p>当工場は排水水質の特徴から、濃度規制のピーク対応のため、大量の希釈水の投入による対応をしてい</p>	<p>回答：環境対策課</p> <p>霞ヶ浦流域における窒素規制に関しましては、濃度については水質汚濁防止法に基づく一律の排水規制に茨城県霞ヶ浦水質保全条例による上乘せ規制を適用するとともに、汚濁負荷量については湖沼水質保全特別措置法に基づき規制基準を茨城県告示で定めているところです。</p> <p>汚濁負荷量の規制については、汚濁負荷の増大を抑制するため、排水量が大きくなるほど濃度規制の値より低い濃度での排水を義務付けるもので、あくまでも</p>

<p>る。</p> <p>しかし、一日の総量値については総量規制を大きく下回るにもかかわらず、濃度のピークオーバーをさげるために、過剰な希釈水大量放出による多額な投資を日常的に行っている。現実的な問題として全窒素濃度の連続計測器がないために、水質測定に時間がかかり、もし規制オーバーが起きても対応が遅れてしまう。法定の測定間隔は1回/月であるが、当工場では1回/週で濃度監視をする努力を続けている。</p> <p>なお、連続測定器は非常に高価であり、他事業者も導入しているところはほとんどないと聞いている。</p> <p>当工場は、工業用水に霞ヶ浦の原水を自社の浄水施設内で飲料水以上の日局常水に適合するまで浄化した水を使用しており、また、使用後の排水についても原水の水質を上回るレベルで放流している。</p>	<p>濃度規制前提とした制度なので、濃度規制を緩くしながら汚濁負荷量規制を厳しくすることは困難であると考えております。</p> <p>また、希釈による濃度調整は、排出する負荷量の抑制にはつながらないことから、排水が高濃度であれば、希釈ではなく、回収し廃棄物等として処理するなどの措置が望ましいと考えられます。</p>
---	--

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○港湾及び内陸主要幹線物流特区の提案について</p> <p>日立・常陸那珂埠頭は、日本国及び諸外国の重電産業のインフラ整備のための大物製品の輸送に適した世界でも数少ない港湾インフラが整っている国際貿易港である。</p> <p>しかしながら、茨城県の内陸部及び近隣の海を持たない地域の企業立地及び既存の工場においては、製品輸送の規制による障害のため、企業活動の効率化が阻害され、国内競争力及び世界競争力、ましてや、製品の加工範囲が運送上制限されるため、他県及び諸外国に生産拠点を移さねばならない企業が多くある。</p> <p>このようなことから、同地域における企業活動の効率化を図り、低コストで大量輸送及び大物製品（大型構造物）が国内及び世界各国に輸送可能な海上輸送へのシフトを円滑に行うため、また、陸上輸送の大型化を実現することにより、港湾を核とした臨海複合茨城広域港湾及び内陸主要幹線物流特区の設定をすることにより、日立・常陸那珂埠頭を活かした内陸部の企業が、陸海一体となり、物流体制が構築されることにより、企業経営の大幅な効率化により、茨城県及び幹</p>	<p>回答：地域計画課</p> <p>回答：地域計画課</p> <p>本県では、平成15年11月に栃木・群馬両県（平成17年11月からは栃木県）と、「広域連携物流特区計画」の認定を受け、常陸那珂港を中心とする港湾地域と北関東自動車道沿線地域等において、「港湾の国際競争力の強化」、「ひたちなか地区や内陸部における産業集積の促進」及び「物流拠点を結ぶ利便性の高いアクセスの実現」の3つの基本目標のもと、首都圏における新たな物流拠点の形成とネットワーク化に努めているところです。</p> <p>また、本特区内での更なる規制緩和を講ずるため、関係事業者等の意見を伺いながら、国に対して、特殊車両通行許可の期間延長など新たな規制緩和措置について特区提案を行っておりますので、今回ご意見にある「輸送の規制による障害」など物流に関する具体的な阻害要因がありましたら、是非当課あてにご相談ください。</p>

<p>線沿線の近隣の企業の優位性をさらに高めることが期待できる。</p>	
--------------------------------------	--

筑波北部工業団地企業連絡協議会

<p>団体・企業等からの意見</p>	<p>規制等所管課での対応（方針）</p>
<p>1 茨城県に提出する「許可申請」、「届け出」、「報告」などの諸手続の簡素化をして欲しい。 電子申請、郵送による届け出など検討。</p>	<p>回答：行革分権室 各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上や手続の簡素化、事業活動の活性化を図るため、各種規制・手続などを毎年度点検し、規制緩和・行政手続の簡素化を進めております。</p>
<p>・申請・届け出窓口のつくば常設もしくはつくば市への移管してほしい。背景としては、各社、間接部門の少数精鋭化を図っていることがあげられます。（あるいはアウトソーシング）</p>	<p>回答：人事課 身近な市町村が対応する事により利便性が高まる申請・届出等の事務は、できるだけ市町村に権限移譲を進めていきたいと考えております。</p>
<p>2. 従前より要請事項 つくば地域の工業団地について (1) 緑化率30%の基準を緩和してほしい。 (2) 植栽基準についての規制を緩和してほしい。</p>	<p>回答：つくば地域振興課 植栽基準、緑化率とも立地企業と県で協定を締結させていただいております。今後とも、関係法令の動向や立地企業のご意見を伺いながら、検討してまいります。</p>
<p>【簡素化を希望する手続の具体例】</p> <p>1 危険物取扱者試験と免状に関する手続きについて (財) 消防試験研究センター 茨城県支部が実施している以下の手続きについて、手続きの効率化をお願いしたい。 なお、これらの手続きは、消防試験研究センター 茨城県支部が受け付けているが、申請先は知事となっている。 もし国の判断が必要であれば、構造改革特区制度を活用するなど、国に働きかけてほしい。</p> <p>1) 危険物取扱者試験の願書の配布方法に関わる効率化について (現状) 県生活環境部消防防災課や各消防本部、消防試験研究センター 茨城県支部で配布 (要望) インターネットでのダウンロード、あるいは電話</p>	<p>回答：消防防災課 1) 願書の配布方法 インターネットでのダウンロードは、現在、試験センターが定めた複写式の申請用紙を全国统一で使用していますので、不可能です。郵送による願書の取得は、140円切手を貼った返信用封筒A4版サイズを試験センターに郵送することで対応いたします。願書の配布は、各消防署でも配付しております。</p>

<p>などで受け付けた希望者への郵送を可能とする。 または配布場所を各消防署などにも拡大する。</p>	
<p>2) 新規免状の交付、書換え、再交付に関わる効率化について</p> <p>①書換え、再交付時等の申請書類の配布方法について</p> <p>(現状)</p> <p>県生活環境部消防防災課や各消防本部、消防試験研究センター 茨城県支部で配布</p> <p>(要望)</p> <p>インターネットでのダウンロード、また各消防署で配布してほしい。</p>	<p>回答：消防防災課</p> <p>2) 交付、書換え、再交付に関する効率化</p> <p>書換え、再交付の申請書については、複写式の申請用紙を使用していますので、ダウンロードは不可能です。申請書は各消防署でも配布しております。</p>
<p>②新規免状の交付、書換え、再交付時の手数料の納付方法について</p> <p>(現状) 県の収入証紙を貼り付け</p> <p>(要望)</p> <p>郵便振替、銀行振込、現金書留なども可能とする。</p> <p>(理由)</p> <p>収入証紙は警察署などに出向かなければ、購入できない。</p> <p>なお上記 1) の試験時の手数料は、郵便振替によることとなっている。</p>	<p>回答：消防防災課</p> <p>手数料の納付について、振込みによる納入は、免状の書換え等が定期的ではないので事務が煩雑化となり、振込み制度になじまないのが不可能です。</p> <p>また、現金納入は、間違いが生じ易いので従来どおり収入証紙による納入に御協力願います。</p>
<p>2 危険物取扱者保安講習会の手続きについて：</p> <p>県が実施（(社)茨城県危険物安全協会連合会が受託）している本講習会について、以下のとおり手続きの簡素化をしてほしい。</p> <p>1) 申請書の配布</p> <p>(現状)</p> <p>各地区危険物安全協会などで配布（つくば市の場合、市消防本部内）</p> <p>(要望)</p> <p>インターネットでのダウンロード、あるいは電話などで受け付けた希望者への郵送を可能とする。または配布場所を各消防署などにも拡大してほしい。</p>	<p>回答：消防防災課</p> <p>保安講習の申請書は、ダウンロードが出来るように検討していきます。また、配付は、各消防署でも配付してもらえるよう消防本部へお願いしていきます。申請書の郵送を希望の方には、返信用の定形封筒に80円切手を貼り請求があれば（社）茨城県危険物安全協会連合会で対応いたします。</p>



中郷工業団地経営者協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
○各種、申請関係の簡素化を要望する。	<p>回答:行革・分権室</p> <p>各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上や手続の簡素化、事業活動の活性化を図るため、各種規制・手続などを毎年度点検し、規制緩和・行政手続の簡素化を進めております。</p>
○申請から受理、許可の期間短縮等を望む。	<p>回答:行革・分権室</p> <p>より迅速な行政サービスを提供するため、法令等に基づく許認可等に必要な事務処理期間を毎年度点検し、期間短縮を進めております。</p>

【一般的意見・要望、国所管事項 等】

以下の、一般的意見・要望等については、極力実現できるよう努めますとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。

○県から市町村の権限移譲をさらに推進して欲しい。

○どのような事でどのような届出が必要かをもっとわかりやすくして欲しい。企業内の問題もありますが、担当者がよく代わる、専門家でもないので法律関係はなかなか把握できない。行政側にそんなことは関係なく厳しい指導が出る。誰が見てもわかるようなマニュアルをホームページに載せて欲しい。今のものは届出用紙はこれですよ、という感じで内容がわかっていないと活用できない。よろしくお願いします。

○会社所在地に県内在住者がいないケースあり、企業立地の自由に問題あり。

○規制緩和について、容易に行うことなく、その条例、規則がなぜ必要であったかを考えて欲しい。廃止、緩和することにより、メリットもあるがデメリットも考慮すべきである。優先順位を考慮し進めてもらいたい。

○規制等に関する意見を集約していただく窓口を、引き続きオープンにさせていただくことを期待いたします。

○公布された条例改正の内容が閲覧できるように、茨城県庁ホームページの画面の「条例規制・県報」に「条例改正」を追加していただきたい。

○説明会等が何かと水戸市開催なのは不便を感じるの、他の場所での開催も希望する。

○他府県からの企業進出（優遇措置他）を推進すべき。

○労働安全衛生法等に定められている各種資格取得のための試験について、現行、日立・水戸地区での実施が多いが、北茨城・高萩地区での実施が無く、受験者を派遣するのにも負担が大きい。については、年に2、3回でもいいので北茨城・高萩地区で各種試験を実施していただけないでしょうか。

○労働安全衛生法について

電気容量300KW以上の場合

機械等の設置届けが必要となっている。又、ボイラー、クレーン。エレベーター等を設置する場合、労働安全衛生法に基づく届出と、すべての機械等の設置届け（着工30日前）の2通りの届出が必要となっているこれらを一本化できないか検討していただきたい。